

金属事業

企業年金にゆうす

2021 — No. 9

もくじ

2020年度決算等の概要	2
確定給付企業年金制度における 財政運営基準の変更とその取扱いについて	4
財政再計算の見通しについて	6



Morocco photo by. Tetsuo Ota (Best Inc.)

2020年度 決算等の概要

去る7月28日に行われた第14回代議員会において、2020年度事業報告および決算が全会一致で承認されました。また、決算では、年金資産の積立状況を確認するための財政検証を実施しました。以下では、2020年度決算等の概要をお知らせいたします。

なお、2020年度事業報告および決算の詳細については、別添の「2020年度業務概況報告書」（REVIEW OF OPERATIONS IN FISCAL 2020）をご参照ください。

年金経理

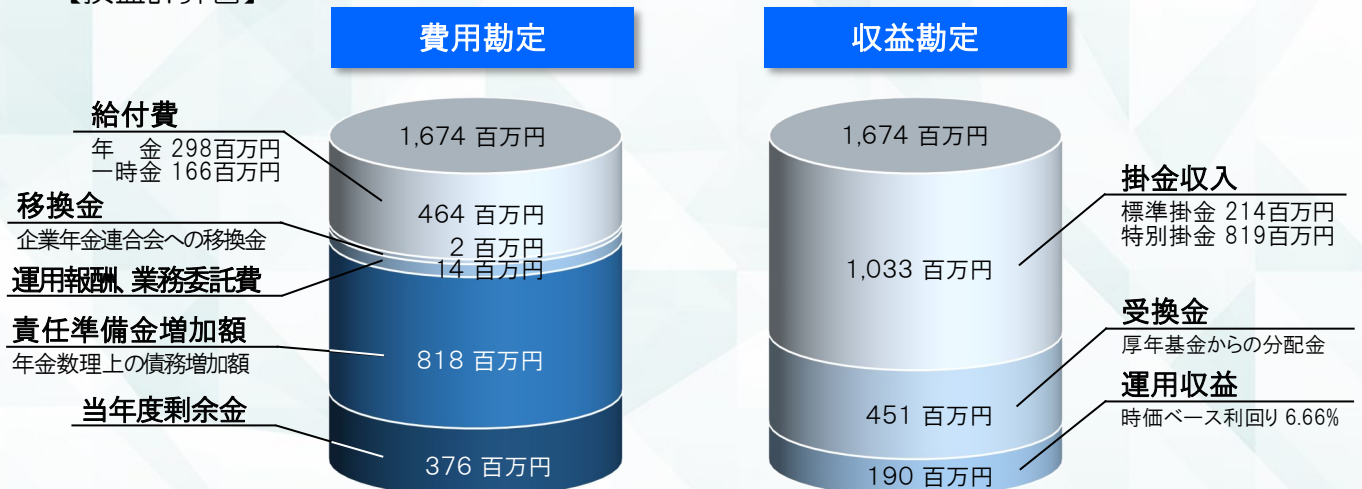
年金経理は、掛金収入や資産の運用による運用収益、年金・一時金の給付費などを管理する会計です。

収益勘定は、標準掛金2億14百万円と特別掛金8億19百万円を合わせ掛金収入が10億33百万円、運用収益が1億90百万円となりました。このほか、2020年度限りの収益として解散した厚生年金基金からの分配金4億51百万円を受け入れた結果、収益合計は16億74百万円となりました。

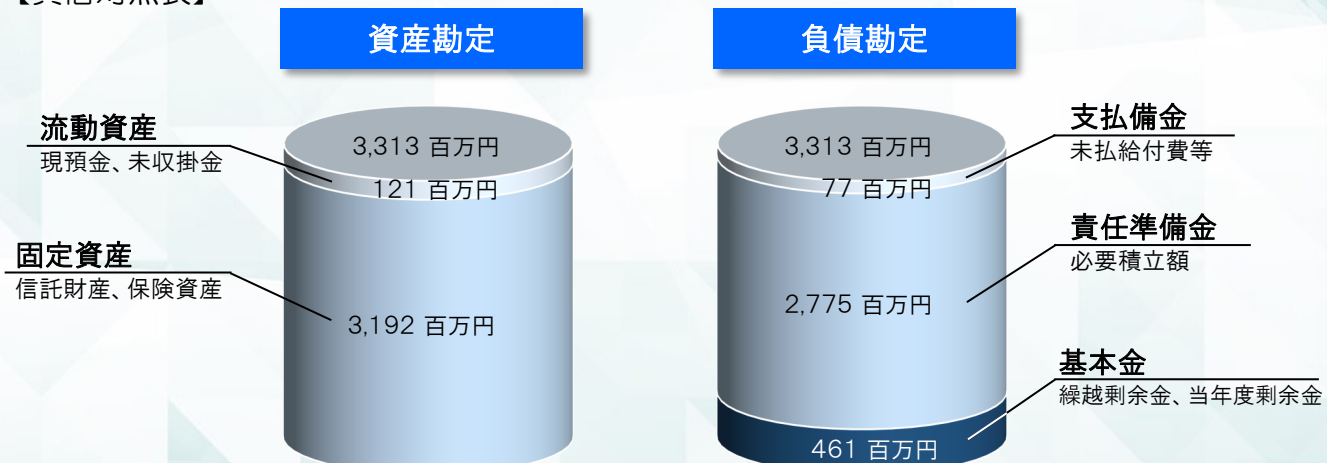
一方、費用勘定は、厚生年金基金からの分配金の追加給付を含めた年金・一時金の給付費は4億64百万円となりました。このほか、運用報酬・業務委託費の14百万円などを合わせ経常費用計は4億80百万円となりました。なお、負債の変動に伴う費用として責任準備金増加額8億18百万円を計上しておりますが、これはキャッシュアウトを伴わない年金数理上の費用科目です。

これらの結果、2020年度においては、3億76百万円の当年度剰余金を計上し、当年度剰余金と繰越剰余金を合わせた2020年度末の基本金は4億61百万円となりました。また、2020年度末の純資産額は、資産合計33億13百万円より負債勘定の支払備金77百万円を控除した32億36百万円となっています。

【損益計算書】



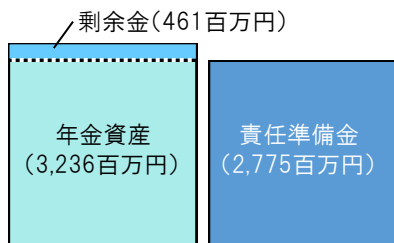
【貸借対照表】



財政検証

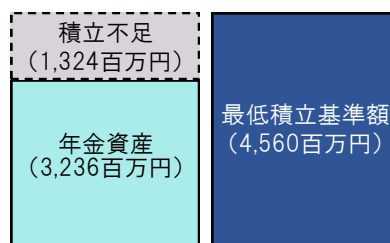
基金の毎年の決算では、財政検証によって年金資産（純資産額）の積立状況を確認します。積立状況のチェックは、①制度が今後とも継続する前提で、現時点の積立状況に問題ないかどうかを検証する「継続基準」と、②制度が現時点で終了する前提で、現在までの加入期間に見合った給付を賄う資産が確保されているかどうかを検証する「非継続基準」の2つの基準によって行い、いずれも積立水準1.0以上がクリアの要件となります。検証の結果は以下のとおりです。継続基準では、年金資産が必要積立額を上回っていることから基準をクリアしています。一方、非継続基準については、外形上基準に抵触していますが、これは特別掛金を7年償却としている制度設計に起因するもので、予定どおり特別掛金の償却が進み、資産が積み上がればこの状態は解消されるため問題はありません。

【①継続基準】



積立水準 1.16

【②非継続基準】



積立水準 0.70

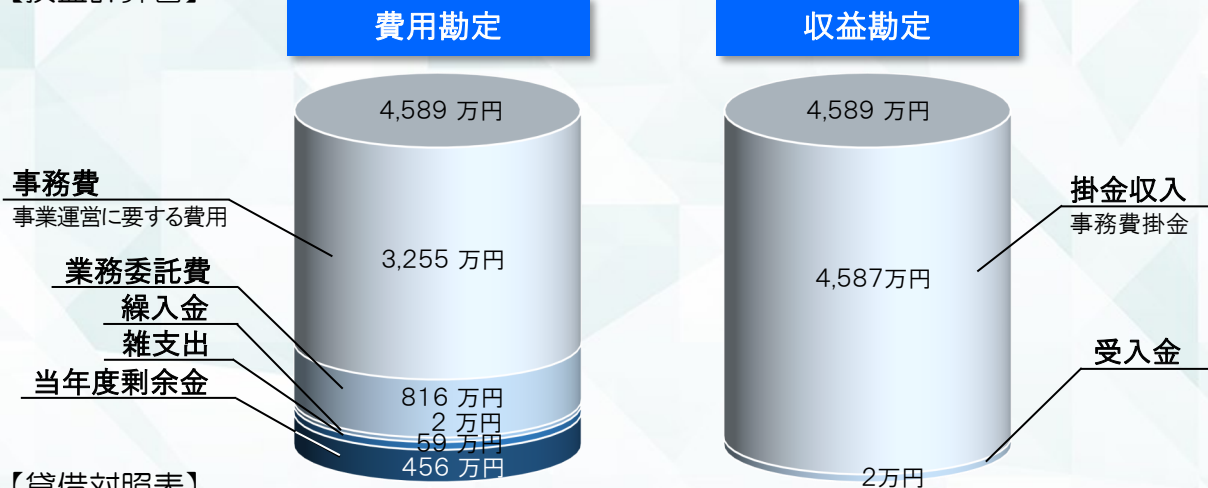
業務経理

業務経理は、基金の事業運営に要する事務費、代議員会に係る経費などを管理する会計です。

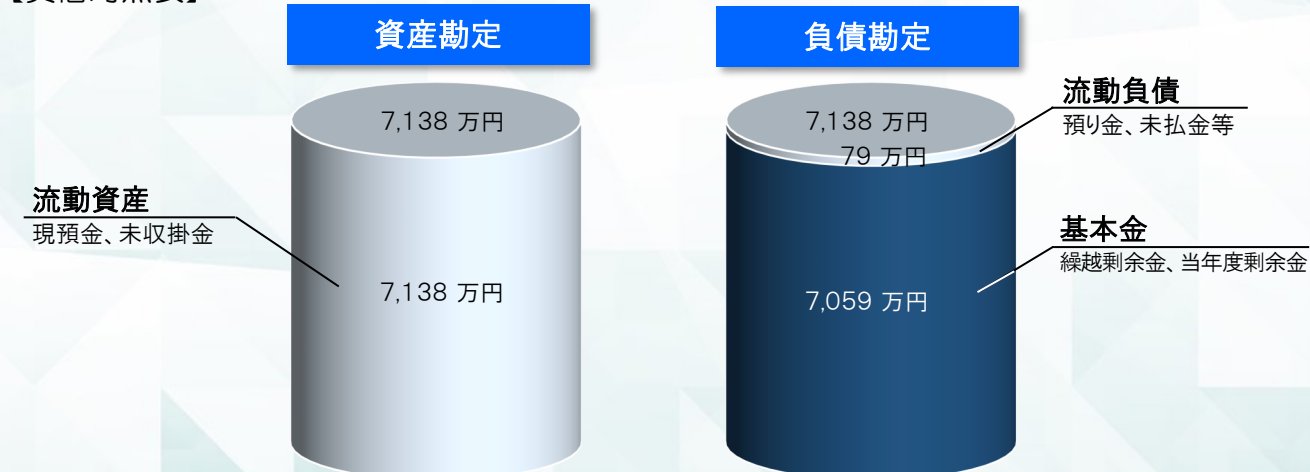
収益勘定は、事務費掛金収入等により4,589万円となりました。一方、費用勘定は、従来、人件費を含め清算業務を行う厚生年金基金等と不可分な経費について一定の割合で按分負担しておりましたが、2020年7月末をもって厚生年金基金が清算終了したことに伴い、8月以降その大半は当基金の全額負担となり事務費は3,255万円に増加しました。このほか、業務委託費の816万円、雑支出の59万円などを含め、費用合計は4,133万円となりました。

これらの結果、2020年度においては、456万円の当年度剰余金を計上し、当年度剰余金と繰越剰余金を合わせた2020年度末の基本金は、7,059万円となりました。

【損益計算書】



【貸借対照表】



確定給付企業年金制度における財政運営基準の変更とその取扱いについて

2017年の確定給付企業年金法施行令等の一部改正に伴い、従来の財政運営基準（従来基準）が変更され、全ての確定給付企業年金（DB）に対し、2018年1月1日以降を計算基準日として行う財政計算（変更計算、財政再計算）以降の決算から、新しい財政運営基準（新基準）が適用されることとなりました。

なお、当基金では昨年10月1日より施行した加入上限年齢の引上げ等が財政運営基準の変更計算に該当するため、今回の2020年度決算より適用となります。以下では、新しい財政運営基準の内容とその問題点並びに当基金の対応についてお知らせいたします。

1 財政運営基準の変更

財政運営基準の変更は、(1)リスク対応掛金の拠出(任意)、(2)財政悪化リスク相当額の算定(義務)、(3)責任準備金の算定方法の変更の3つです。具体的な内容は次のとおりです。

(1) リスク対応掛金の拠出(任意)

従来基準は、DBの財政が悪化したとき「事後的」に事業主による掛金の追加拠出を求める仕組みとなっております。すなわち、年金資産の積立状況(運用状況)の変動は景気の変動と連動することが一般的であり、このため、景気が悪化し企業業績が悪いときほど事業主の掛金追加拠出が必要になるという制度的な課題を有しておりました。そこで、新基準では、将来の財政悪化に備え「事前」に掛金拠出が行える仕組みが導入されました。この事前に拠出する掛金を「リスク対応掛金」といい、これにより、将来の給付に必要な額を超える積立を行うことが可能とされました。ただし、リスク対応掛金の設定は各DBの任意とされております。



(2) 財政悪化リスク相当額の算定(義務)

新基準では、上記の将来の財政悪化リスクの見込額を「財政悪化リスク相当額」と定義しており、年金資産が20年に1回の頻度で生じる価格変動によるリスクの額とされております。なお、財政悪化リスク相当額については、リスク対応掛金の設定の有無にかかわらず全てのDBにおいて算定が義務となっており、具体的には、次により算定することとされております。

財政悪化リスク相当額 = 資産区分ごとの資産額 × リスク係数^(注) の合計額

(注) リスク係数: 国内債券5% 国内株式50% 外国債券25% 外国株式50% 短期資産(キャッシュ)0%

※次の例であれば、「財政悪化リスク相当額」は9.1億円となります。

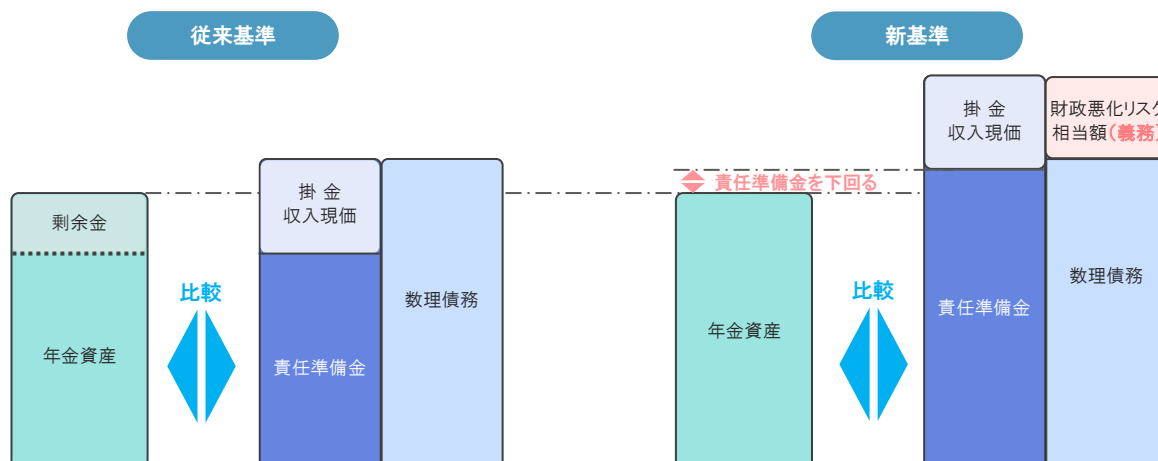
例	資産区分	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
	資産額	2億円	3億円	18億円	6億円	1億円	30億円
	リスク係数	5%	50%	25%	50%	0%	
	資産額×リスク係数	0.1億円	1.5億円	4.5億円	3億円	—	9.1億円

(3) 責任準備金の算定方法の変更

新基準においては、責任準備金の算定方法が、

「責任準備金 = 数理債務 - 掛金収入現価 + 財政悪化リスク相当額」と変更されました。

この結果、次の図のとおり、リスク対応掛金を設定しないDBでは、財政決算・財政検証において、従来基準であれば剰余(積立比率1.0以上)であったものが、新基準では年金資産が責任準備金を下回り(積立比率1.0未満)、剰余が発生していない状態と見なされます。



2 新基準の問題点

新基準は、次のように様々な問題点があります。

リスク対応掛金の設定に意義はあるのか？

リスク対応掛金は将来の財政悪化に備えた事前の掛金拠出といいつつ、所詮拠出された当該掛金は資産運用という形で市場リスクに晒すため、当該掛金の設定後に運用環境が大きく悪化した場合には資産が毀損し、その結果、掛金設定の意義を失うこととなります。

単一・グループ企業のDBとは異なり、総合型DBにおける掛金追加の意思決定は容易ではない。

リスク対応掛金の設定は各DBの任意とされていますが、当該掛金は、掛金設定の意思決定が容易である単一企業もしくはグループ企業のDBを念頭に創設したものであり、複数の事業主で組織する総合型DBにおいては個々の事業所の負担能力の問題もあり、掛金追加という意思決定のハードルは高く決して容易ではありません。

「リスク対応掛金」設定の有無にかかわらず「財政悪化リスク相当額」による負債認識を求めることの矛盾。

新基準では、「リスク対応掛金」設定の有無にかかわらず、全てのDBに対し「財政悪化リスク相当額」の算定を義務付けて、それを責任準備金に上乗せする形となっています。これによって、リスク対応掛金を設定しないDBでは積立目標である責任準備金が嵩上げされ、その結果、決算において本来の財政状態が正しく反映されず、財政検証における積立水準も実態と異なる値となります。

ちなみに、従来基準に基づく当基金の2020年度決算における当年度剰余金は376百万円、当年度剰余金と別途積立金を合わせた基本金は461百万円、財政検証における積立水準は1.16ですが、新基準に従って算定された財政悪化リスク相当額は31百万円^(注)となり、その分責任準備金が増加する結果、新基準に基づく当年度剰余金は345百万円、基本金は430百万円とそれぞれ31百万円減少し、積立水準も1.16から1.15へと低下します。

	従来基準	新基準
当年度剰余金	376百万円	345百万円
基本金	461百万円	430百万円
責任準備金	2,775百万円	2,806百万円
年金資産	3,236百万円	3,236百万円
積立水準	1.16	1.15

(注) 当基金では資産のキャッシュ化を行ったことで大半が短期資産のため算定額は31百万円となっています。仮にキャッシュ化を行わず、ポートフォリオに従って年度末まで資産を保有していたとした場合の「財政悪化リスク相当額」は概算で970百万円となります。

3 財政運営基準変更にかかる当基金の取扱い

財政運営基準の変更に伴い、当基金では次のような対応を図ることといたしました。

新基準は全てのDBに適用することとされているため、行政あて決算報告書については新基準によって作成した損益計算書・貸借対照表等により提出することといたしますが、前記のとおり、新基準では本来の財政状態が正しく反映されないなど数多くの問題があります。
このため、当基金では、代議員会資料や各ディスクロージャー資料については、これまでの決算数値との整合性を確保する観点から、引き続き、従来基準を基に作成公表することといたします。

財政再計算の見通しについて

当基金では、本年3月31日を基準日として基金設立後初の財政再計算を行います。以下では財政再計算の考え方とその見通しについてお知らせします。

1 財政再計算の趣旨

基金の財政は、一定の前提条件に基づいて将来の給付額を予測し、その給付額を賄うために必要な掛金を設定します。この前提条件を「計算基礎率」といい、過去の実績を基に定めておりますが、時間の経過とともにこの前提条件と実績との間には乖離が生じます。

そのため、基金は5年^(※)に1回この計算基礎率の見直しを行うとともに、新しい計算基礎率を基に掛金を再計算することで基金の財政運営を実態に即した方向に軌道修正することとされており、これを「財政再計算」といいます。

(注)2017年4月1日の基金設立時、加入事業所の旧厚生年金基金の2016年3月31日現在における計算基礎率を基に掛金を設定しております。このため、初回の財政再計算に限っては基金設立から4年(2016年3月31日から起算して5年)経過の2021年3月31日が財政再計算の基準日となります。

「計算基礎率」

予定利率

積立金にかかる将来の予定運用利回り、長期の予測に基づき合理的に決定

予定死亡率

5年おきの国勢調査の結果を基に厚生労働省が公表する基準死亡率(生命表)に基づき決定

予定脱退率

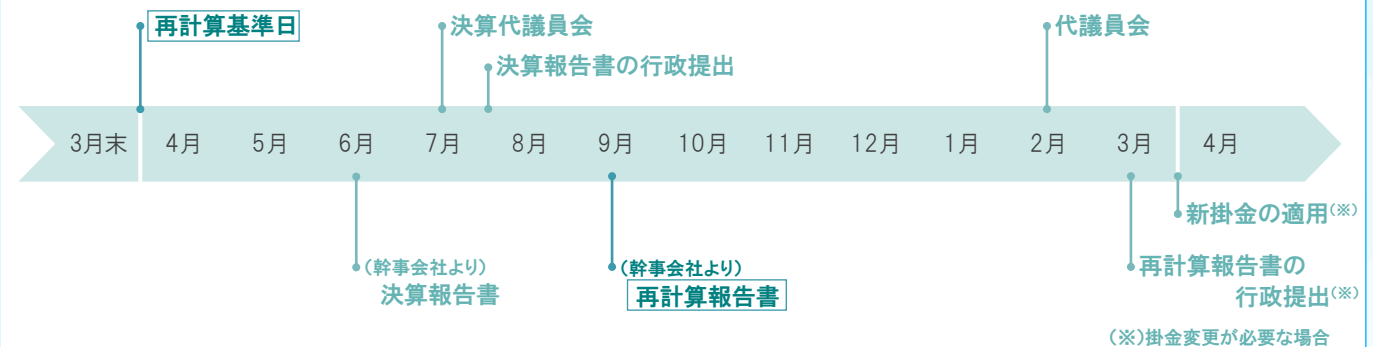
原則として、過去3年間ににおける年齢毎の平均的な退職確率に基づき決定

予定新規加入年齢

原則として、過去3年間ににおける平均的な新規加入年齢に基づき決定

2 財政再計算の見通し

例 スケジュール



上記スケジュールのとおり、財政再計算は2020年度決算の結果を踏まえて行います。具体的には、本年9月に幹事会社(三井住友信託銀行)より報告予定となっており、現段階では未確定ですが、2017年4月の制度発足以来、資産運用面においては予定利回りの2.0%を上回る収益率をほぼ毎年確保し、その結果2021年3月末で461百万円の剰余が計上されていることから、掛金の見直しは不要と見込んでいます。

なお、財政再計算の結果については、後日改めてご案内させていただきます。

企業年金基金概況

2021年6月末現在

実施事業所数	加入者数	受給者数	年金資産額
111社	4,448人	1,019人	3,583百万円

発行 金属事業企業年金基金

〒101-8571 東京都千代田区岩本町1-11-11 東京金属事業健保会館1階 ☎03-5829-4950

URL <http://www.kinzoku-pf.or.jp/>